

私は原告の鈴木陸郎と申します。

私は、今から60年以上も前になりますが、1957年に岩手の田舎町から川崎の製鉄所に就職しました。当時はまだ公害という言葉は一般的ではなかったと思いますが、臨海部は空気が汚れ、工場からのばいじん、異様な臭いも漂う街でした。1967年から横須賀に転職し、1998年に住まいも横須賀に移し、今日に至っています。

私の甥、長兄の長男ですが、大学生生活わずか4年の東京暮らしで喘息を患い、東京都の公害認定患者となりました。1975年頃だったと思います。卒業後田舎に戻りましたが、症状が改善せず入退院の繰り返しでした。喉を切開し人工呼吸器をつけた状態になったこともあります。最後の入院となったのは3年前でした。このときには発作が激しく、長い闘病生活で衰弱しきった体では持ちこたえられなかったのでしょう。甥は間もなく亡くなりました。62歳でした。老少不定とは言え、息子に先立たれた兄夫婦の悲しみを思うといたたまれません。息子に「よく頑張ったね、もう苦しまなくともいいんだよ」と声をかけていた兄夫婦の姿を思い起こすと今でも涙が出ます。

横須賀の石炭火力発電所計画を知ったのは丁度こうした時期でした。古い火力発電所は20年近くも前から長期計画停止となり、一部再開することもありましたが5年前には全部が停止となっています。横須賀の空気は、川崎や東京に比べてとてもきれいに見えます。しかし、目に見えない光化学オキシダントは注意報が発令される状況ですし、PM2.5も安心できる状況ではありません。改善途上です。

こうしたところへ巨大な石炭火力発電所を建設されたら、せっかくきれいになってきた空気が汚され、喘息をはじめとする健康被害が懸念されます。甥と同じ苦しみを誰にもさせてはならないと強く思いました。すでにアセスの手続きが始まっていたので、私は神奈川県のアセス審査会や経産省の環境顧問会を欠かさず傍聴しました。また事業者の説明会で質問したり、関係地域に住んでおりますので、公聴会で計画の中止を求めて意見陳述もしました。

こうした中で私が最も驚いたのは、旧施設が全部停止しているところへ新たに石炭火力発電所をつくっても環境に及ぼす影響は低減されると主張し、アセスを簡略にしていることでした。それは旧施設が全部稼働していた18年も前と比較してのことだったのです。この主張はアセス簡略を認めた「合理化ガイドライン」からも逸脱しており、県のアセス審査会でも、県知事意見でも指摘されましたが、改められませんでした。

自分に都合のいい勝手な解釈でアセスを簡略化し、環境への配慮を著しく欠落させた評価書は到底認めることができません。

アセス制度は持続可能な社会を実現する重要なツールと言われます。事業者のやり方はアセス制度の破壊というほかありません。

次に、私が申し述べたいことは公聴会でも述べましたが、石炭火力の新設を認めると長期にわたって大量の二酸化炭素を排出することになり、パリ協定の目標を達成できず気候変動を一層激化させ、将来世代を奪うことになりかねないことです。

事業者はエネルギー基本計画との整合性やベンチマーク指標の達成など国の方針に従っていると強調しますが、これらは二酸化炭素の削減目標を保障するものではありません。

パリ協定が求める二酸化炭素の削減には、環境大臣も指摘しているように既設の石炭火力の削減が必要です。まして新增設など許されるはずがありません。

気候変動の激化による被害は先月の千葉や神奈川などで経験したように、記録的な暴風や豪雨による災害、熱中症の多発など日本でも現実的な脅威となっています。

いま、若い世代が気候変動を自分たちの問題として声をあげ始めました。私はそこに希望を見るとともに責任も感じています。なぜなら、気候変動を激化させてきたのは、私たちの世代でもあるからです。いま、私たちが何もしなければ将来の世代から被告の立場に立たされることとなります。

世界では脱石炭へと大激変が起きているのに、先進国では日本だけが世界の流れに逆行しているといわれます。横須賀の石炭火力新設計画はその象徴的な存在です。

この裁判で、気候変動を緩和する日本の転換点となったと評価される歴史的な判断を下されるよう切にお願い申し上げ、私の陳述といたします。ありがとうございました。